

総務文教委員会

平成22年6月9日(水)

## 総務文教委員会

日 時 平成22年6月9日（水）午前10時00分開会—午前10時59分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、辻下（文）副委員長、中原、和田、谷本、岡本、辻下（正）、豊国  
竹内副議長、反保監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 なし

出席理事者 田代町長、田中教育長、中口総務部長、中村総務部理事兼特命対策課担当理事、  
笠間企画部長、白井総括理事、古谷教育委員会事務局教育次長、  
谷下企画部理事兼人権推進課長、  
一本企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長、  
亀崎総務部危機管理監兼危機管理課長、淵原会計管理者兼理事、  
古橋特命対策課長（行政改革担当兼収納対策担当）、  
西特命対策課長（企業誘致担当）、中田総務部総務課長、四至本総務部財政課長、  
萬谷総務部税務課長、保井企画部秘書人事課長、早野企画部企画政策課長、  
岸本教育委員会事務局学校教育課長兼学校給食共同調理場所長、  
嶋坂教育委員会事務局指導課長、竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長、  
末原総務部危機管理課主幹、阪本特命対策課長代理（収納対策担当）

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

川端委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名全員出席であります。

理事者については全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより総務文教委員会を開催いたします。

なお、理事者から報告案件がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催しますので、よろしくお願いします。

6月2日の本会議において本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者からの答弁は、所属部署と氏名を言ってからをお願いします。

議案第38号「平成22年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

中田総務部総務課長 委員会資料の1ページをごらんください。

平成22年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入です。

1 3使用料及び手数料、1使用料、1総務使用料、総務管理使用料といたしまして、2,233万4,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、第二阪和国道建設発生土を多奈川地区多目的公園内の多奈川地区財産区所有地及び町有地に仮置きすることに伴う使用料収入のうち、財産区会計分といたしまして多奈川財産区特別会計繰出金689万6,000円、また多奈川地区多目的公園管理基金費といたしまして884万5,000円を充当するものです。

早野企画部企画政策課長 続きまして、府支出金、総務管理費補助金としまして、306万5,000円を増額補正するものです。これは緊急雇用創出事業交付金で、緊急雇用創出事業に充当するものです。

内容につきましては、緊急雇用創出事業の地域人材育成事業としての補助事業であります。この補助事業の対象となる観光関連事業者の中、岬町内では南海アミューズメント株

式会社が該当し、制度が発足した3月より協議を行ってきたところ、補助が確定したものです。

四至本総務部財政課長 18繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、287万5,000円を増額いたします。

内容といたしましては、本補正に伴います財源調整でございます。

中田総務部総務課長 次に、2特別会計繰入金、2多奈川財産区特別会計繰入金といたしまして、9万8,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、多奈川地区多目的公園内の多奈川地区財産区所有地の一部を関西電力株式会社の高圧線取りかえ工事に係ります資材搬出用のヘリポート及び資材置き場としまして使用することに伴います土地貸付収入20万円のうち、一般会計分といたしまして9万8,000円を繰り入れするものです。

続きまして、3淡輪財産区特別会計繰入金といたしまして、82万6,000円を集会所維持補修費に充当するものです。

内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。

亀崎総務部危機管理監兼危機管理課長 続きまして、諸収入、雑入、1雑入でございます。補正予算額が85万9,000円でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

今回、1名の消防団員が退団いたしまして、消防団員等公務災害補償等共済基金より85万9,000円が給付されることにより、補正をお願いするものでございます。

当委員会付託分、歳入補正予算額計3,005万7,000円でございます。

以上でございます。

古橋特命対策課長（行政改革担当兼収納対策担当） 続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきたいと思います。資料は3ページでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費といたしまして、行財政改革推進費66万1,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、行財政改革懇談会に係る経費でございます。委員報償費58万8,000円、普通旅費2万4,000円、消耗品費2万円、通信運搬費2万9,000円でございます。

中田総務部総務課長 次に、4財産管理費、集会所維持補修費といたしまして、淡輪財産区より繰入金82万6,000円を増額を行い、また一般財源につきましては25万9,000円

の減額更正を行うものです。

内容につきましては、2カ所の集会所の雨漏り修繕を予定しておりまして、まず淡輪4区集会所といたしまして、56万7,000円です。

本集会所は昭和52年建築の木造スレートぶき平家建て、延べ床面積が39.74平方メートルでございまして、地元自治区におきましても簡易的な雨漏りの修繕を試みていたでいておりましたが、今後の集会所の管理上、支障を来しますので、スレートの全面改修及び雨漏りによります一部屋の天井に損耗があるため、あわせて天井の張りかえを行うものです。

次に、岬公園集会所といたしまして、25万9,000円です。

本集会所は昭和58年建築の木造スレートぶき平家建て、延べ床面積が92.34平方メートル、修繕内容につきましては、スレート材を高圧洗浄し、その後、防水加工を施すものです。また、本集会所の天井の損耗は少なく、張りかえはございません。

次に、多奈川財産区特別会計繰出金といたしまして、689万6,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳入でもございましたとおり、第二阪和国道建設発生土を多奈川地区多目的公園内の多奈川地区財産区所有地に仮置きすることに伴う使用料収入のうち、財産区会計分といたしまして689万6,000円を多奈川財産区特別会計に繰り出すものです。

早野企画部企画政策課長 続きまして、企画費、緊急雇用創出事業として306万5,000円増額補正するものです。

先ほど歳入でご説明をいたしました、この補助事業の対象となる観光関連事業者の中、南海アミューズメント株式会社に人材育成委託を行うものです。

一本企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長 民生費、社会福祉費、青少年センター維持補修費として、29万9,000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、青少年センター3階にあります体育室の一部に雨漏りが生じたので、その補修費に充てるものです。

亀崎総務部危機管理監兼危機管理課長 続きまして、9消防費、1消防費、消防総務費といたしまして、123万4,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、1名の団員が追加退団されたことによります退職報償金の補正をお願いするものでございます。

財源内訳といたしまして、歳入でご説明したとおり、消防団員等公務災害補償等共済基金より85万9,000円、一般財源37万5,000円となっております。

岸本教育委員会事務局学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 教育費、小学校管理費として9万9,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、各小学校に新たに1台ずつ自動体外式除細動器をレンタルする費用でございます。

次に、幼稚園費、次のページをお願いいたします。

幼稚園改修費として126万円の増額補正でございます。

内容につきましては、幼稚園に設置しているプレハブの倉庫が老朽化により雨漏りや柱の腐食等がひどいため、今回新たに倉庫を設置するための費用でございます。

中田総務部総務課長 次に、13諸支出金、1基金費、5多奈川地区多目的公園管理基金費といたしまして、884万5,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳入でもございましたとおり、第二阪和国道建設発生土を多奈川地区多目的公園内の多奈川地区財産区所有地に仮置きすることに伴う使用料収入のうち、多奈川地区多目的公園管理基金といたしまして884万5,000円を積み立てするものです。

以上、当委員会付託分計といたしまして2,292万6,000円です。

川端委員長 委員の皆さん、質疑ございませんか。

和田委員 1ページの総務管理費補助金の緊急雇用創出事業交付金ですが、この事業については何名を雇用しているのかということが1点と、どういう業種の方を雇っているのかということが1点、あと緊急雇用は何年できるのか、その3点をお願いします。

川端委員長 担当のほう、お願いします。

早野企画部企画政策課長 和田委員のご質問にお答えします。

緊急雇用創出事業交付金という形で今回のこの補正をお願いしているものについては1名です。この1名につきましては、南海アミューズメント株式会社で雇用される観光事業に従事されると聞いております。

それで年数ですが、この事業については今回1年ということであります。

和田委員 この306万5千円については1年とわかるんですけど、これでもう終わりですか。

来年は、もうこういうのはないんですか。

川端委員長 答弁をお願いします。

早野企画部企画政策課長 この事業につきましては、緊急雇用の中で委託事業のこの委託という形で1年となっております。

川端委員長 和田委員、よろしいですか。

他の委員の皆さん。

谷本委員 3ページの10教育費、学校管理費のところの自動体外式除細動器賃借料について、最近、このAEDを使用しようとしたら作動しなかったという事件がちょこちょこ起きているとこういうことで、これについては当初予算で9万5,000円と、今回補正で9万9,000円、金額的にはさほど高額ではありませんが、一つ間違ると人命にかかわる問題でございますので、そこをもう少し詳細に6点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は、AEDの1台の価格について、幾らぐらいするのか。2点目は、賃借料になっていますので、これはレンタルということですので、1台のレンタル料は年間どれくらいかかるのか。3点目は、岬町が管理している設置場所について、当然、設置場所と台数は同じだということに思います。4点目は、何年前から設置していて、何回ぐらい使用されたのか。5点目は、使用中に作動しなかったというような事故があったのか、なかったのか。6点目は、点検、管理をどのようにしているのか。まずその辺をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

岸本教育委員会事務局学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 まず1点目の価格について、今回導入しようとしているAEDの定価でございます。約30万円程度です。2点目のレンタル料につきましては、ひと月1台当たり4,095円になっております。3点目の岬町内での設置場所につきましては、4カ所ございます。詳細については、役場の1階、町民体育館、岬中学校、保健センターの計4台でございます。あと、指定管理のほうで購入していただいているのは、健康ふれあいセンターととっとパークに各1台ずつ設置しているというふうに聞いております。

次に、使用回数でございます。使用回数については今のところないというふうに確認しております。事故等もないというふうに聞いております。

今回の保守点検については、AEDの正面にインジケーターという緑と赤のランプがございます。それを目視で緑のランプがついておれば正常と確認できます。もう1点、エラーの場合は、アラーム音が鳴るような装置がついておりますので、目と耳の両方で確認できるため、学校に導入して問題ないのかなというふうに考えております。

以上です。

谷本委員 これをレンタルにした理由をお願いします。

岸本教育委員会事務局学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 まず、買い取りとレンタルの違いは、大きくは2点ございます。

1点目は、このAEDに附属している消耗品というので電極パッドとバッテリーがございます。それは使わなくても定期的に交換する必要がございます。機種によって違いますが、約1年半程度で交換するという形になっております。買い取りの場合はそれを実費で購入するということですが、今回のレンタルに関しては、このレンタル料に含まれておりますので、こちらから言わなくても向こうから定期的に送ってきて交換という形になります。

もう1点は、今回のレンタルのときは、学校に置いて盗難とか故障があった場合は無料で新品に交換してくれます。買い取りの場合は、これも全部実費で約30万円程度また必要になるということで、今回レンタルということで計上させていただいております。

以上です。

谷本委員 大変今詳しく説明していただきまして、よくわかりました。

もう一つお聞きします。せっかくこういうAEDを設置していても、それを使いこなせる人が果たしてどのくらいいるのか。我々議会のほうでも3年前に消防のほうで訓練を受けた経験もありますが、設置しているところで、そういう訓練をしたことはあるのか、ないのか、その辺もう1点お聞きします。

川端委員長 答弁どうぞ。

岸本教育委員会事務局学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 平成21年度で、阪南岬の消防のほうから各小学校で1回ずつ、教職員を対象に約20名程度参加していただいております。中学校については年2回、これは生徒を交えて講習していただいております。平成22年については、今のところ各小学校はもう既に1回ずつ実施しております。今後も導入したときに、消防署と連携しまして講習を実施したいと考えております。

以上です。

谷本委員 最後に1点だけ、先ほども言いましたように人命にかかわることでございますので、日ごろの管理、点検を怠りなくきっちりとやっていただきたいと、これは要望しておきます。

以上です。

川端委員長 よろしいですか。



ちょっと済みません。私、関連してなんですけれども、ここ9万9,000円と計上されているんですけれども、レンタル料が4,095円というのは、どうなっているのか、お願いします。

岸本教育委員会事務局学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 これは補正ですので、8カ月分という計算でございます。今回は、1校3万3,000円掛ける3校で9万9,000円という形で計算させてもらっています。

以上です。

川端委員長 わかりました。

他の委員の皆さん。

中原委員 緊急雇用創出事業のことについて、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

先ほど説明がありましたけれども、ちょっとイメージがわきませんで、もうちょっと具体的に説明をいただきたいと思うんですね。

観光関連だとかいろんな言葉が出てきたんですけれども、具体的には、お一人ということが先ほどお答えの中でありましたけれども、その方にどんな事業に従事していただくので、この交付金を使えることになったのかとか、そのあたり、もう少し具体的にお聞きをしたいと思います。

それから、この1名の方ということでしたけれども、今の話を聞いていますと、もともと南海アミューズメント株式会社ということなので、みさき公園かなと思うんですけれども、そこにもともと勤務されていた方の中で、どなたかの人件費に充てることができるということなのか、また1年という期限付きの交付金になるのかなと思うんですけれども、その後、雇用して継続がきちんと守られるのかとか、それは事業者の考えもありましょうから、そこについてはよくわからない部分でもありますけれども、もうちょっと何かイメージがわくような具体的なご説明をいただけたらなと思います。それが1点目です。

それから、2ページの雑入のところ消防団の方の退団ということでもありますけれども、この方1名補正で上がっておりますので、当初予定されていなかった方なのかなと思うんですけれども、この方が抜けることで全体の団員数がどうなるのか。また、1名ということでもありますけれども、退団によって支障を来すというようなことがないのか、そのあたりについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、小学校の管理費ということで、AEDの問題、先ほどから谷本委員のほうからも質問があつて詳しいやりとりがありましたけれども、これは補正ですので、当初こう

いった予定はしていなかったのか、そのあたりの経緯について、確認をしておきたいと思います。

質問は3点ですが、そのほかの部分について、集会所や幼稚園の倉庫、また青少年センターの補修等、やはり老朽化に伴って、最低限の年々支出を行って手当てをしているなどというのは感じられて、町の努力も見受けられるところでありますが、恐らくまだまだたくさん修理しないといけないところがあると思いますので、そういう補修については今後も適切に行っていただきたいと、このことは要望だけにおきたいと思います。質問は3点です。

川端委員長 そしたら、答弁のほうをお願いします。

早野企画部企画政策課長 まず、地域人材育成事業とはということで、イメージがわからないということなのでご説明させていただきます。

一昨年からの大不況による求人する企業と就労を目指す失業者のミスマッチを解消するための制度であります。

制度の内容は、研修を施す当初から雇用契約を結び、一定期間、一定基準の賃金を給付することで、即戦力育成に必要な研修期間中の生活保障を確保します。また、研修費用に係るもろもろの費用を一定補償することで人材に対する投資を行うことにより、一定の研修期間を通じて実践スキルを身につけることで就労と定着につなげていく事業です。

それで、南海アミューズメントはみさき公園ですけれども、みさき公園で新規で雇用をしていただきます。その中で観光関連のガイドツアー等の資格をその1年の間に取っていただくという事業です。

川端委員長 次、お願いします。

亀崎総務部危機管理監兼危機管理課長 2点目の消防団員の全体の推移ということでご説明したいと思います。

当初8名の方が退団予定でございました。その年度途中、この3月なんですけれども、幹部団員さんが急死いたしました。それで今回この補正になったわけでございます。

全体数で言いますと、昨年が115名で現在111名でございます。予定数を上回っている数字でございますので、住民さんの生命、財産を守れると私は思います。

以上でございます。

岸本教育委員会事務局学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 3点目のなぜ今回の補正なのかというご質問でございます。

今年度新たに小学校のほうへ入学いたしました児童の方ですが、健康診断で心臓に疾患があるということが判明しまして、学校医と、保健の先生からAEDの設置が望ましいのではないかとということで今回の補正に計上させていただきました。

以上です。

中原委員 ちょっと聞き漏らしたかもわからないんですけど、人材育成の事業のことでもうちょっとお聞きしたいと思います。

今の説明で内容については何となく理解できました。この取り組みで継続雇用が図られるのかどうかという問題と、それから、これは町内の雇用につながったというふうに見ていいのか、そのあたりについて確認をさせていただきたいと思います。1点です。

川端委員長 答弁のほうをお願いします。

早野企画部企画政策課長 今ご質問があった継続的な雇用につながるのかどうかということですが、もちろん、当然ガイドツアー等の資格を取られてそこで働くというのがありますし、また、その資格を取られて、その方がよそでその資格を利用して就職するというのもあると思います。

もう1点につきましては、職業安定所、ハローワークを通じての雇用になりますので、町内の雇用につながるとは限っていないというふうに認識しております。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

ほかに委員の皆さん、ありませんか。

辻下(文)副委員長 先ほどの谷本委員の質問に関連してなんですけれども、なぜレンタルなのかということはよくわかりました。

ただ一つ、使い方を知っている人がいてるのかという質問もありましたけれども、これは私も消防署でちょっと習ったけれども、一度くらい訓練しても、AEDを使うことはしょっちゅうないので忘れてしまう。大体はわかっているけれども細かい点については忘れてる。それに、使い方を知っている人がいつも待機しているとは限らないので、もっと全般的に広く使い方を周知するという意味で、定期的な訓練についてどのように考えているのか、ちょっと教えてください。

川端委員長 答弁をお願いします。

岸本教育委員会事務局学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 先ほど説明しましたように、平成21年、22年で消防署のほうから各校1回ずつ実施ということで、このときは実際にAEDは導入されておられません。今回新たに初めて導入されるということで、その辺も消防

署と先日話をいたしまして、具体的な回数は決めておりませんが、年に数回は、この学校のAEDもしくは消防署から持ってくるAEDとか人形で訓練をしていただくという話をしております。

また、今回新たに設置する場所については小学校の保健室に設置を考えております。保健の先生だけではなく、職員の中で担当者を決めていただいて日常管理もしていただくということで考えております。

以上です。

辻下（文）副委員長 わかりました。

川端委員長 よろしいですか。そしたら、もう皆さんいいですか。

ちょっと私のほうからも質問したいんですけども、3ページの行財政改革推進費で6万1,000円ついていますが、議会のほうも行財政改革委員会を設置し、一般の方も審議会を開いてやっていくということで、今後どんな形でやっていくのかを詳しくここで説明してほしいのが1点。そして、雨漏り等の修繕について、先ほど中原委員からは補修について要望という形で終わっていましたが、梅雨入りも間近に控えていますし、町内全体に点検するとか、その辺の具体的な考えを教えてください、お願いします。

古橋特命対策課長（行政改革担当兼収納対策担当） ご質問につきましては、11日の行財政改革委員会のほうでご報告なり、ご説明をさせていただくこととしておりますけれども、まず一つはプラン策定についての基本的な考え方を今現在まとめておりますので、それをご説明させていただくのと、それとあと一つ、岬町版行政評価という形で実際の事業について再評価をしていただくということでございます。

一つ、事務事業につきましては、行政内部のほうで事務事業評価を一定行っておりますけれども、その事務事業の中から幾つかを選定いたしまして、その評価について特別委員会あるいは行財政改革懇談会のほうで再点検、再評価のお願いをしたいということを考えております。その評価の進め方等については特別委員会のほうでご説明をさせていただこうかなというふうに考えております。

中田総務部総務課長 雨漏り等につきましては点検でございますが、各集会所につきましては、日常の維持管理は自治区をはじめまして地元の住民の皆様にご協力願っているところでございます、雨漏りにつきましては各自治区長をはじめ、地元のほうで再度点検をお願いいたしまして実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川端委員長 行革のほうですけれども、こうした審議会を設置するというは、何となく今テレビなんかで事業仕分けというのが皆さんのイメージの中にあるので、そういうイメージをもつんですけれども、そこまではいかないということですよね。

古橋特命対策課長（行政改革担当兼収納対策担当）今現在考えております当町での行政評価につきましては、国等で実施をしております事業仕分けを参考にして、特別委員会、それと行財政改革懇談会において事務事業の点検、それと評価を行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

川端委員長 今から始まることですのでね。ありがとうございます。

辻下（文）副委員長 もう1点だけ。

4ページの幼稚園改修費のところ、改修工事は、入札であるかどうか、ちょっと教えてください。

川端委員長 答弁をお願いします。

岸本教育委員会事務局学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 今現在考えておるのは、入札ではなく随契でということで考えております。

辻下（文）副委員長 金額的には随契で大丈夫なんですか。

岸本教育委員会事務局学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 金額的には随契範囲内です。

辻下（文）副委員長 そうですか、わかりました。

川端委員長 よろしいですか。

そしたら、質疑はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 討論はないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第38号「平成22年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第38号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

続きまして、議案第42号「平成22年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

中田総務部総務課長 委員会資料の5ページをごらんください。

平成22年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入です。

4繰入金、1基金繰入金、1淡輪地区財産区基金繰入金といたしまして、82万6,000円の増額補正を行うものです。内容につきましては、繰出金へ充当するための財源調整です。

次に、歳出です。

2諸支出金、2繰出金、1繰出金といたしまして、82万6,000円です。内容につきましては、集会所の修繕に係る経費を用途とする一般会計に繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分計といたしまして、82万6,000円です。

川端委員長 それでは、委員の皆さん、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 皆さん質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 討論ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第42号「平成22年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第42号は本委員会において可決されました。

では続きまして、議案第43号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

中田総務部総務課長 委員会資料の6ページをごらんください。

平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入です。

1財産収入、1財産運用収入、2財産貸付収入といたしまして、20万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、土地貸付収入を財産区基金費及び繰出金に充当するための財源調整です。

次に、3繰入金、2一般会計繰入金、1一般会計繰入金といたしまして、689万6,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、財産区基金費に充当するための財源調整です。

続きまして、歳出です。

2諸支出金、1基金費、1多奈川地区財産区基金費といたしまして、699万8,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、関西電力株式会社の高圧線取りかえ工事に係ります資材搬出用のヘリポート及び資材置き場として使用することに伴う土地貸付収入のうち、財産区会計分といたしまして10万2,000円及び第二阪和国道建設発生土を仮置きすることに伴う使用料収入のうち、財産区会計分といたしまして689万6,000円を多奈川地区財産区基金に積み立てするものです。

次に、2繰出金、1繰出金といたしまして、9万8,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、関西電力株式会社の高圧線取りかえ工事に係ります資材搬出用のヘリポート及び資材置き場として使用することに伴う土地貸付収入のうち、一般会計分の9万8,000円を繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分計といたしまして、709万6,000円です。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さん、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第43号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第43号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第47号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明をお願いします。

保井企画部秘書人事課長 お手元の資料1をごらんください。

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、3歳の誕生日の前日まで休業できる制度です。期間中、給与は支給されません。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正の主な改正点は、配偶者の就労状況にかかわらず、職員は育児休業することができる。配偶者が常態としてその子を養育することができることになっても、育児休業は取り消されない。配偶者の就業の有無などの状況にかかわらず、職員は部分休業することができるものとするものです。

部分休業とは、育児と仕事の両立を図るため、職員が小学校就学に達するまでの子を養育する場合、公務の運営に支障のない範囲で1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。正規の勤務時間の初め、また終わりに2時間を超えない範囲内で休業できます。休業時間の給与は減額されます。

次に、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の主な改正点でございます。

配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務ができるものです。3歳未満の子のある職員がその子を養育するため、請求により超過勤務をさせない制度を新設するものです。

早出遅出勤務とは、小学校就学の始期に達するまで、これは6歳に達する日の属する年



度の3月31日までとなりますが、その子のある職員が公務の運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の長さを変えずに始業、終業の時刻を繰り上げ、または繰り下げて勤務することができる制度です。

以上でございます。

川端委員長 そしたら、委員の皆さん、質疑ございませんか。

和田委員 この条例の改正によって、職員としては良くなるのか、悪くなるのか、どちらになるのかだけお願いします。

川端委員長 具体的にちょっと担当課からお願いします。

保井企画部秘書人事課長 結論から申しますと、育児休業が取得しやすくなるということで、これからの子どもたちをふやしていくような状況になる面では、大変よくなるということだと考えております。

川端委員長 和田委員、よろしいですか。

和田委員 はい。

川端委員長 では、他の委員の皆さん、もうよろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第47号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第47号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第48号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明をお願いしま

す。

保井企画部秘書人事課長 資料2をごらんください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、主な改正点について説明させていただきます。

労働基準法が長時間労働を抑制し、労働者の健康確保、仕事と生活の調和を図ること等を目的に平成22年4月1日から一部改正されました。1カ月60時間を超える労働時間についての割り増し賃金率が25%から50%に引き上げられました。引き上げられた割り増し賃金の支給にかえて時間外勤務代休時間が新設されました。

主な改正点でございますが、割り振り変更について規定するものでございます。

割り振り変更とは、勤務をしない日を土曜日、日曜日に割り振っております。土曜日や日曜日に勤務が生じた場合に別の日に休みを振りかえることとなります。同じ週の中であれば時間外勤務手当は生じませんが、同一週を超えると週の勤務時間38時間45分を超えることとなりますので、超えた部分については時間外勤務手当を支給することとなります。時間外勤務が月60時間を超える場合では時間外勤務手当を25%引き上げる必要がありますので、月60時間を超える部分について、100分の25から100分の50に引き上げるものでございます。

以上でございます。

川端委員長 委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員 今回、まず資料を別紙で用意していただいて、これを見せていただくと非常にわかりやすくまとめていただいているなということで、担当部の努力が見られるなというふうに感じていただいているところであります。

それで、今回労働基準法の改定に伴って条例の改定も必要だということなんですけれども、問題は実効性があるのかどうかということだと思うんですよね、肝心なことは。この4月1日から施行されている改定のあった労働基準法ですけれども、これ自体についても問題がまだまだ残されているものでありますので、例えば時間外勤務の上限時間を決めていない問題とか、あとサービス残業をまだまだ温存されるような中身になっている部分もありますので、やはりそういったことをなくしていくということが大事だと思うんですね。特に公の業務の分野でサービス残業などが行われないうようにということにきちんと目を光らせていくというようなことにつなげていく必要があると思うんですけれども、これちょっと具体的にお聞きしたいのは、割り振りの変更についての部分であります。

説明の中で4行、この割り振り変更の問題について書かれているんですけど、ちょっと下の2行の部分について具体的にどんなふうに運用されていたのかお聞きしておきたいと思います。

同じ週の中であれば時間外勤務手当は生じないが、同一週を超えると、翌週なんかになった場合ということだと思うんですけども、時間外勤務手当を支給することになりますということですけど、ここはこれまでは、そしたら翌週とかになっても時間外勤務手当を支給していなかったということになるのか、その辺の実際の運用についてお聞きしたいと思います。

それからもう1点、実際に職員の皆さん、お休みがきちんととれているのか、休養がとれているのかという点についてもお聞かせいただけておきたいと思います。

特に部署によっては、土曜日や日曜日に出勤せざるを得ないというようなそういうことが集中する部署もありますので、そういった部署に所属している皆さん、ほかの部署でも同様ですけども、ほかの平日に休みをきちんととれているのか、そのあたりの実態についても確認をしておきたいと思います。

以上です。

川端委員長 答弁をお願いします。

保井企画部秘書人事課長 ただいまの話につきましては、今後の運用につきまして真摯に対応していく所存でございます。

説明をいたしますと、いわゆる割り振りの説明でございます。少しややこしくなりますけれども、例として月4週間で、最初の2週間の10日間に6時間の超過勤務をしますと、もう60時間を超すということになります。その第3週の日、10時間の仕事をしました。8時間は普通の勤務ですけども、2時間はそのうちの超勤でした。このような例には、8時間の超勤に関しましては、同一週を超える割り振りをした場合ですと100分の50の支給をし、残りの2時間につきましては100分の150ということになります。そのような形での対応をやっていくということの状況になります。

それと勤務の実態につきましては、職務命令におきまして超過勤務を命じているわけですが、休暇につきましては、とれているところ、とれていないところというものは確かにご指摘のとおりございまして、昨年度におきましては住民部、事業部、上下水道部の中では、なかなかタイトな業務が入ってくるということもあったということで、その点につきましては、今回の機構改革で住民部と福祉部を統合したり、また上下水道部と事

業部を統合することで、部の中で繁忙期を調整できるようなことも踏まえた対応を一つとしてやっております。

また、運用につきましては、あくまでも事前命令制になっておりますので、なるべくご指摘のようなことに十分対処できるような形に今年度は対応したものでございます。

中原委員 今いろいろご説明いただきましたけれども、実態としては職員の皆さんの健康に不安を感じるところもありますので、この問題については労使の問題というか、私どもが口を差し挟む範囲を超える部分もありますので、これ以上申し上げませんが、職員の皆さんのやはり健康と生活を守ることが住民サービスにつながると考えるものでありますので、運用については厳格にしていっていただきたいと要望申し上げておきたいと思えます。

以上です。

川端委員長 よろしいですか。

他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第48号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第48号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第49号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明をお願いします。

保井企画部秘書人事課長 資料3をごらんください。

職員の退職手当に関する条例の一部改正の主な改正点について説明させていただきます。  
雇用保険法の改正で短期雇用者が特例一時金という手当の支給対象から除外となりましたので、失業者の退職手当の文言等整備するものです。

短期雇用者（短期雇用特例被保険者）とは、季節的に雇用される者であって、4カ月以上の期間を定めて雇用され、週所定労働時間が30時間以上の方です。

失業者の退職手当とは、地方公務員が退職した後に失業している者について、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険の失業等給付相当額を下回っている場合にその差額を失業者の退職手当として支給するものです。

図では、退職手当額Aが雇用保険の給付額Bよりも少ないので、失業者の退職手当（B－A）が支給されることを示しております。

公務員の雇用保険の適用除外についてでございますが、公務員につきましては、雇用保険制度発足当初から、公務員が身分保障されていることを踏まえ雇用保険法の適用が除外されております。適用除外に当たって失業者の退職手当の制度を規定しておりますが、公務員が退職するには雇用保険の失業等給付相当額以上の退職手当が支給されることが一般的になっております。

なお、失業者の退職手当の受給対象となるには、退職者が公共職業安定所等に行って失業の認定を受ける必要があるものです。

失業者の退職手当はほとんど発生しないものではございますが、雇用保険法が改正されましたので、今回の条例改正は引用の整備など等を行ったものでございます。

以上です。

川端委員長 委員の皆さん、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第49号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第49号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案6件については、すべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで総務文教委員会を閉会いたします。

(午前10時59分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年6月9日

岬町議会

委 員 長 川 端 啓 子